

資料3

上田市公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法第59条）第6条第1項、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第3条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため上田市公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 法定協議会の事務所は、上田市大手一丁目11番16号上田市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 法定協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (3) 地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 形成計画、再編実施計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 形成計画、再編実施計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (7) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (8) 法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 法定協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 法定協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、1年とする。ただし、欠員により新たに委員となっ

た者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は上田市政策企画部長をもって充てる。

- 2 会長は法定協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、法定協議会の出納監査を行う。

- 2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(法定協議会の運営)

第9条 法定協議会は、会長が召集し、議長となる。

- 2 法定協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により法定協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 法定協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 法定協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 法定協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、法定協議会の出席を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、法定協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第10条 法定協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第11条 法定協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 法定協議会の業務を処理するため、上田市政策企画部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には上田市政策企画部交通政策課長、事務局員には交通政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の收支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、法定協議会の運営に関して必要な事項は、会長が法定協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。

(上田市公共交通活性化協議会規約の廃止)

2 上田市公共交通活性化協議会規約（平成20年3月14日施行）は、廃止する。

(上田市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

3 上田市地域公共交通会議設置要綱（平成20年3月14日施行）は、廃止する。

別表1（第4条関係）

| 区分 | 委員 |
|------------|------------------------------|
| 上田市 | 上田市政策企画部 部長 |
| 公共交通事業者等 | 上田バス(株) 常務取締役 |
| | 千曲バス(株) 営業部長 |
| | ジェイアールバス関東(株)小諸支店 支店長 |
| | 公益社団法人 長野県バス協会 |
| | しなの鉄道(株) 経営企画課長 |
| | 上田電鉄(株) 取締役管理部長 |
| | 一般社団法人 長野県タクシー協会会长 |
| | 長野県タクシー協会上小支部 支部長 |
| | 千曲バス労働組合 執行委員長 |
| 道路管理者 | 国土交通省長野国道事務所 副所長 |
| | 長野県上田建設事務所 所長 |
| | 上田市都市建設部管理課 課長 |
| 公安委員会 | 上田警察署 署長 |
| 学識経験者 | 信州大学工学部土木工学科 特任教授 |
| | 上田女子短期大学総合文化学科 教授 |
| その他必要と認める者 | 上小国域障害者総合支援センター 所長 |
| | 上田婦人団体連絡協議会 会長 |
| | 豊殿地域循環バス運営委員会 委員長 |
| | 上田市身体障害者福祉協会 女性部長 |
| | 上小高等学校長会 会長 |
| | 上田市自治会連合会（上田地域代表） |
| | 〃（丸子地域代表） |
| | 〃（真田地域代表） |
| | 〃（武石地域代表） |
| | 国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課 課長 |
| | 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局 首席運輸企画専門官 |
| | 長野県企画振興部交通政策課 課長 |
| | 長野県上小地方事務所地域政策課 課長 |